

2021年における 保稅關係非違狀況一覽表【全國分】

【搬入停止】

| | 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|---|----------|--|---|----|
| 1 | 倉主からの申し出 | 社員が通告処分を受け、同社も両罰規定に基づく通告処分を受け、これを履行したことによるもの | 同社社員が、輸入通関手続きに係る関税法違反で通告処分を受けるとともに、同社も関税法第117条第1項(両罰規定)に基づく通告処分を受け、これを履行したもの。 | |

【記帳義務違反】

| | 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|----|-----------|-------------|--|----|
| 1 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 輸出貨物1カートンが積み残されており、記帳誤りが判明したもの。 | |
| 2 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 搬入情報を登録し、輸入通関を行うよう依頼したが、通関業者が誤って新たに貨物情報を作成の上、別の蔵置場所をもって輸入申告を行い、輸入の許可を受けたことで、本来の貨物情報がシステム上は輸入許可未済の状態であるにもかかわらず、通関業者から送付を受けた輸入許可通知書を同貨物に係る輸入許可であると認識し、システムから配信される許可情報を確認することなく同貨物を搬出したものである。 | |
| 3 | 保稅業務検査 | 担当者の怠惰によるもの | NACCS民間管理資料の取得漏れによる保稅台帳未作成及び見本一持出年月日の未記帳が判明した。 | |
| 4 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 輸出許可済貨物のバンニング前の荷揃え作業において、作業担当者が一部の貨物の作業を失念し、検数担当者が当該貨物を倉庫内で発見するも、作業担当者へ未作業である旨の伝達を失念し、さらに、保稅業務手順と異なる方法で事前に対査確認を実施していたことで、その後、バンニング前に対査するも全て揃っていると思い込み、バンニング作業を指示し、輸出許可済貨物の一部が積み残しとなった。 | |
| 5 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 保稅タンクに受け入れた外国貨物2件について、内貨作業に使用するため輸入許可前引取承認を取得予定であったところ、承認未済の状態であったにもかかわらず、何ら確認することなく搬出したもの。 | |
| 6 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 蔵置中の輸出許可済貨物について、誤って搬出済みと記帳していた。 | |
| 7 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 他港向け輸入貨物を取り違えて搬入登録したことにより、未搬入の外国貨物を誤記帳していた事実が判明したもの。 | |
| 8 | 保稅業務検査 | 担当者の怠惰によるもの | 複数の期間においてNACCS民間資料の取得・保存を失念していた。また、貨物管理責任者もCPで定められた必要なチェック作業を行っていなかった。 | |
| 9 | 保稅業務検査 | 担当者の怠惰によるもの | NACCS管理資料の取得漏れ及び見本持出確認登録業務(MHO)忘れによる未記帳が判明したもの。 | |
| 10 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 輸出予定貨物の一部について、梱包を改め、バンニング場所と異なる場所へ蔵置した。翌日、関係書類と輸出予定貨物の対査確認においては、倉庫内業務終了後で関係書類の入手ができない状態で実施し、保稅業務手順では2名による対査確認とされているところ病欠で1名不在であったため、1名で確認を行い、結果、梱包を改めた貨物を見落とし、かつ、バン詰め作業前の対査確認でも気づかず、当該貨物を積み残した。 | |
| 11 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 輸入貨物のデバン作業において、パレット上のカートン数が前回搬入時と同一と思い込み、関係書類と貨物の対査確認を怠った結果、数量過少として搬入し、輸入通関された。その後、荷主からの過少数量にかかる確認依頼を受け、倉庫内貨物の数量確認を実施したところ、貨物現物数量は搬入当初より合数であったことが判明し、申し出たものである。 | |
| 12 | 保稅業務検査 | 担当者の怠惰によるもの | 減却のため仕分けした輸入貨物について、減却処理で搬出したが、搬出記帳事項についての記帳を怠っていた。 | |
| 13 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 蔵置中の輸出貨物について搬出済みと記帳していた。 | |
| 14 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | バンニング作業の前準備として通路に輸出許可済貨物を仮置きしたが、手狭なため、うち1パレットを通路脇の他の貨物の上に仮置きしていた。その後バンニング作業の指示が不十分で当該1パレットが荷捌場へ移動されず、また、チェック担当者が複数回離席して散漫となり、荷捌場に無い貨物までバンニング済みとチェックし、さらにバンニング作業後の再確認も怠慢であったため、1パレット不足に気づき積み残しとなった。 | |
| 15 | 保稅業務検査 | 担当者の怠惰によるもの | 輸出貨物1件に係る搬出入記帳を怠っていた。 | |
| 16 | 通関業者による相談 | 担当者の怠惰によるもの | 通関業者から積み残し貨物の搬出手続きについて保稅部門に相談があり、調査した結果、輸出許可済貨物の一部が積み残されたおり、当該貨物は全量搬出として記帳されていたことが判明した。 | |

2021年における 保稅關係非違狀況一覽表【全國分】

【記帳義務違反】

| 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|-------------|-------------|---|----|
| 17 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸出貨物バンニング作業時の業務手順及び基本動作の不徹底並びに複数人に依る対査確認の不徹底に依り、輸出許可済み貨物の一部を積み残したものの。 | |
| 18 保稅業務検査 | 担当者の怠情によるもの | 輸出貨物のみを取り扱っていたが、突発的な輸入貨物の取扱いにおいて、保稅業務手順及び基本動作の遵守が徹底されず、また、関係者間の連絡調整が不十分となり、当該輸入貨物を保稅許可区域外へ搬置したほか、保稅台帳の作成を失念したものの。 | |
| 19 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸入貨物の搬入作業において取卸予定にない不明貨物 1個が混入していることを確認したが、保稅担当者の認識不足から、不明貨物について税関に通報することなく、仮陸揚届等の必要な手続きもされず、未記帳のまま搬入搬出して折返し便で積戻していたもの。 | |
| 20 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 包括保稅運送により搬出した貨物について、当該貨物の搬出時において保稅台帳の保稅原料残高が0にもかかわらず、全て外国貨物として搬出を行い、その搬出分を、移入承認書をもって搬入された保稅原料から引き落としたもの。 | |
| 21 保稅業務検査 | 担当者の怠情によるもの | 保稅業務検査を実施したところ、見本一時持出年月日の未記帳が判明した。 | |
| 22 保稅業務検査 | 担当者の怠情によるもの | 保稅業務検査において、輸入貨物に係る台帳未作成、見本持出年月日の未記帳及び積戻貨物に係る出港年月日等の未記帳が判明したものである。 | |
| 23 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 保稅担当者は、荷主からの船積み延期の要請を受けコンテナリストから削除する際に、誤って別のコンテナ1本を削除していたことから、リスト通関されていない対象コンテナが船積みされ、未記帳となっていた事実が判明したものである。 | |

【記帳義務違反(誤搬出)】

| 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|---------------|-------------|--|----|
| 1 通関部門からの通報 | 担当者の怠情によるもの | 通関部門から輸出の見本検査の際、別の輸出許可済貨物が持ち込まれたとの通報があり、調査した結果、通関業者が蔵置場所に検査貨物を受け取りに行った際、蔵置場の保稅担当者が検査対象貨物を指し示した後その場を離れ、搬出時の立会いを怠ったため、通関業者が対象貨物の隣りにあった、外装が酷似している輸出許可済貨物と取り違えていたことが判明したものの。 | |
| 2 通関業者からの相談 | 担当者の怠情によるもの | 輸出許可済貨物の一部を誤搬出したことにより、記帳義務違反の事実が判明したものである。 | |
| 3 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 搬出貨物のピックアップ時及び搬出時に対査確認を怠り、輸入未許可貨物を誤って搬出していた。 | |
| 4 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | タイ向けに輸出許可を受けた貨物が、香港向けコンテナにバン詰めされ誤搬出となった。 | |
| 5 貨物管理者からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 指定保稅地域の貨物管理者から、「輸入許可を受けることなく蔵置中の外国貨物のうち一部を誤搬出した」旨の申し出があり、調査した結果、混載貨物の取り卸し時に誤って仕分され、別の輸入許可済貨物に混入し、内国貨物と誤認して搬出されていたことが判明した。 | |
| 6 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 同一輸出者のタイ向け及び香港向け輸出許可貨物を、取り違えてバン詰め場所に移送したことで誤搬出となったもの。 | |
| 7 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | タイ向けと米国向け輸出許可された引越貨物の一部を取り違えて誤搬出したもの。 | |
| 8 貨物管理者からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 荷姿が類似の中国向けとベトナム向け輸出貨物について、貨物記号の確認を怠ったことで誤った仕向地を外装に記載し、入庫票を貼り替え、さらに、バンニング前荷揃え作業でのピッキングリストとの対査確認を怠り、バンニング直前の貨物確認でも同様に対査確認を怠ったことで、貨物の相違に気付かずコンテナ詰めし、誤搬出していたもの。 | |
| 9 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸入未許可貨物1カートンを、別の輸入許可済貨物の一部と誤認し、搬出していたもの。 | |
| 10 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 保稅担当者は誤って輸入許可前の貨物を搬出し、記帳義務違反の事実が判明したものである | |
| 11 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸入許可貨物の搬出準備における確認と搬出時の対査確認を怠り、別の輸入許可未済貨物を搬出していたもの。 | |
| 12 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸出貨物の搬入時におけるさし札の貼付ミスとバンニング作業時の対査確認が怠慢であったことで、仕向地の異なるコンテナに積載し搬出していたもの。 | |
| 13 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸出貨物の梱包作業時におけるマークの貼付ミスと搬出時における対査確認が不十分であったことで、異なる仕向地に貨物を搬出したもの。 | |

【記帳義務違反(誤搬出)】

| 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|----------------|-------------|--|----|
| 14 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸出貨物の一部が仕向地に届いていない旨、輸出者から連絡があり、調査した結果、別の輸出貨物と一緒に搬出されていたことが判明した。 | |
| 15 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 倉庫内が狭隘であったため、バンニング予定貨物を分割して蔵置していたが、バンニング作業担当者への情報伝達が不十分であり、バンニング作業中の対査確認、作業終了時のコンテナ内目視確認、さらに作業終了後の倉庫内在庫確認を怠ったことで、輸出貨物の一部を積み残していたもの。 | |
| 16 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 混載貨物を取り卸して搬入確認する際にさし札を取違えて貼付し、さらに配送時に輸入許可書との対査確認を怠ったことで、別の輸入未通関貨物を搬出していた。 | |
| 17 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 荷主検品終了貨物の搬入作業において、関係書類との対査確認を怠り、減却予定貨物と輸入通関予定貨物を取り違え、さらに輸入許可後の貨物出庫作業においても関係書類との対査確認を怠った結果、輸入許可未済の減却予定貨物を搬出したもの。 | |
| 18 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸出申告2件分の作業依頼書と保稅台帳を通関業者にFAX送信した後、元の綴りに当該書類を戻す際、作業依頼書を相互に間違えて戻し入れた。輸出許可後、バンニング作業指示書類(出庫指図書)の作成の際、作業依頼書と保稅台帳に記載された整理番号が相違していることに気付き、内容を確認するも、貨物の輸出者名、総個数など複数項目が一致していたこと、過去に保稅台帳記載の整理番号を修正した経験があり、今回も保稅台帳作成の際に整理番号の入力を誤ったのだらうと思ひ込み、さらに関係書類ファイルセットに誤りは無いと思ひ込んだことから十分確認せず、同指示書類にコンテナ番号を取り違えて記載した結果、仕向地の異なるコンテナに貨物をバンニングされ誤搬出となった。 | |
| 19 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 輸出予定車両を搬入した際、車体に打刻された車体番号の確認を怠ったことで輸出貨物2件を取り違えて誤搬出した。 | |
| 20 貨物管理者からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 税関検査後に当該指定保稅地域へ貨物を再搬入した際、搬出貨物エリアに仮置きしたことにより、別の貨物と一緒に搬出され、未記帳となっていた事実が判明したものである。 | |
| 21 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 2B/Lの貨物に輸入申告前の貨物が同梱されていることに気付かずに、エラー表示を誤作動と判断し、別の貨物と一緒に搬出され、未記帳となっていた事実が判明したもの。 | |
| 22 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 営業担当者が当該貨物の許可情報を確認することなく蔵置場に対して搬出指示を出し、搬出時も許可関係書類との対査確認を怠ったことで輸入許可未済のまま搬出したもの。 | |
| 23 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 現場作業員が搬出関係書類との対査確認を怠り、同様荷姿・同一数量の輸入許可未済貨物を搬出していた。 | |

【未許可・承認】

| 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|-----------------------|---------------|--|-----------------------|
| 1 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 見本の一時持出許可を受けることなく、外国貨物を搬出していたもの。 | 未許可 見本一時持出 |
| 2 倉主からの申し出 | 担当者の認識不足によるもの | 保稅担当者が保稅部品の搭載はないものと誤認し、他の保稅業務担当者も貨物管理規則で定める確認作業について認識が不足していたため、建造船舶の海上公試運転の際の保稅工場外作業許可の提出を怠ったもの。 | 未許可 保稅工場外作業 |
| 3 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 保稅工場においては、一部の部品について他社へ加工作業を委託(保稅工場外作業)しているが、同社内において税関手続き状況を確認したところ、保稅工場外作業2件分の許可を受けることなく保稅工場外へ外貨を搬出していたことが判明した。また、当該2件にかかる搬出に関する保稅台帳への記帳も行われていないことが判明した。 | 未許可 保稅工場外作業 記帳義務違反 |
| 4 保稅業務検査 | 担当者の認識不足によるもの | 保稅工場において併設蔵置場の許可を得ることなく、輸出申告3件を行っていたもの。 | 未許可 併設蔵置場 |
| 5 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 減却予定貨物が蔵置場内に見当たらず、調査した結果、内貨品の産業廃棄物引取時に誤搬出していたもの。 | 未承認 減却承認 |
| 6 長期蔵置貨物に係る税関からの問い合わせ | 担当者の怠情によるもの | 長期蔵置貨物に係る税関からの問い合わせを端緒に、蔵入未承認のまま3か月を超えて蔵置していたもの。 | 未承認 蔵入承認 |
| 7 保稅業務検査 | 担当者の怠情によるもの | 保稅担当者は何ら延長承認を受けることなく、蔵置期間の2年を超えて外国貨物を蔵置していた事実が判明したもの。 | 未承認 蔵置期間延長 |
| 8 倉主からの申し出 | 担当者の怠情によるもの | 蔵置期間満了後も、蔵置期間の延長手続きをすることなく外国貨物を蔵置していた事実が判明したもの。 | 未承認 蔵置期間延長 |

2021年における 保税関係非違状況一覧表【全国分】

【未許可・承認】

| | 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|----|----------|-------------|---|------------|
| 9 | 倉主からの申し出 | 担当者の怠惰によるもの | 蔵入承認済貨物の管理台帳の蔵置期限欄に日付を誤入力したことにより、蔵置期間満了後も蔵置期間の延長手続きをすることなく、外国貨物を蔵置していた事実が判明したものの。 | 未承認 蔵置期間延長 |
| 10 | 保税業務検査 | 担当者の怠惰によるもの | マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物2件について、蔵置期間の延長申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過したものの | 未承認 蔵置期間延長 |

【未届出】

| | 端緒 | 原因 | 内容 | 備考 |
|---|---------------|---------------|--|--------|
| 1 | 窓口業務(税関からの指摘) | 担当者の怠惰によるもの | 新規タンク設置に伴う増坪の際の「貨物収容能力増減等の届」が未提出であったことが判明したものの。 | 増坪届 |
| 2 | 倉主からの申し出 | 担当者の認識不足によるもの | 工事届を提出することなく保税蔵置場内の間仕切り撤去と空調機の移転工事を行っていた。 | 工事届 |
| 3 | 保税業務検査 | 担当者の認識不足によるもの | 工事届を提出することなく保税蔵置場(屋外部分)に加工場を建設していた。 | 工事届 |
| 4 | 倉主からの申し出 | 担当者の認識不足によるもの | 工事届を提出することなく保税蔵置場において防犯カメラ設置工事を行っていた。 | 工事届 |
| 5 | 倉主からの申し出 | 担当者の認識不足によるもの | 内部監査人より、保税蔵置場の一部について、収容能力の増減等を届け出ることなく他社と賃貸借契約を結びテナントとして利用させ、更に工事届を提出することなく壁の設置工事を行っていたことが判明したとの申し出があった。 | 減坪、工事届 |